

鈴鹿亀山道路有識者委員会 規約

(開催)

第1条 鈴鹿亀山道路有識者委員会(以下「委員会」という。)は、三重県県土整備部が開催する。

(目的)

第2条 委員会は、鈴鹿亀山道路の概ねのルート的位置や基本的な道路構造等(概略計画)を決定するにあたり、政策的整合性、技術的合理性、計画検討プロセスの適切性および市民参画プロセスの妥当性の観点について公正中立な立場から計画について助言、評価することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) 計画検討の進め方についての助言、評価
- (2) 市民等の意見の把握、整理、分析に関する助言
- (3) 概略計画決定の手続きにおいて配慮すべき事項に関する助言
- (4) その他(1)～(3)を実施するのに必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員会は、委員の総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。
- 3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。なお、再選は妨げないものとする。

(委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括するものとし、各委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第7条5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開の支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める要領による。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は三重県県土整備部道路企画課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成25年6月19日から施行する。

(平成25年7月26日一部改正)

[別紙] 鈴鹿亀山道路有識者委員会名簿

氏名	職名等
あさひ きちよ 朝日 幸代	三重大学人文学部法律経済学科教授 (経済統計、地域観光統計、地域産業)
いわた しゅんじ 岩田 俊二	三重短期大学生生活科学科教授 (都市計画、住環境計画、まちづくり)
ますだ みちこ 増田 理子	名古屋工業大学都市社会工学科准教授 (都市社会工学、社会工学、環境防災)
まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授 (交通工学、交通計画、都市計画)
みずたに かおり 水谷 香織	パブリック・ハーツ株式会社代表取締役 (住民参加、社会的合意形成)

五十音順・敬称略